

令和3年度第1回稲城市総合教育会議

議事録

1 実施概要

日時	令和3年11月15日（月） 9時30分～11時20分	
場所	稲城消防署 3階 講堂	
議題	(1) 学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について (2) いじめ問題について (3) その他	
出席者	構成員	市長 高橋 勝浩 教育長 加藤 明 教育長職務代理者 今泉 浩史 教育委員会委員 杉本 真紀子 教育委員会委員 吉田 伸幸 教育委員会委員 三戸 美代子
	説明員	企画部長 芦沢 政美 教育部長 石田 昭男 教育部教育指導担当部長 大川 優 教育部教育総務課長 佐藤 知子 教育部指導課長 高橋 達也 教育部生涯学習課長 奥谷 庸子 教育部教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎 教育部指導課指導係長 伊藤 まどか 教育部生涯学習課社会教育・公民館係長 工藤 紀 教育部指導課指導係 北岡 和也
	事務局	企画部企画政策課長 清水 和志 企画部企画政策課企画政策係長 膳 崇訓 企画部企画政策課企画政策係 鶴見 愛
傍聴者	なし	
配布物	(資料1) 学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について (資料2) 非公開案件	

2 内容

市長 定刻でございますので、これより令和3年度第1回稲城市総合教育会議を開催いたします。

それでは議題に入ります。「議題（1）学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について」。本件については、前回の総合教育会議からの継続案件ということになっております。前回の課題等も確認してきているところでございますが、まずは事務局から説明をお願いします。

指導課長 【資料1「学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について」に基づき説明】

市長 前回の総合教育会議からの継続でありますけれども、稲城市の小中学校のコミュニティ・スクール化について、今日は一定の結論を出したいと考えております。7ページの今後のスケジュール（案）にもありますように、期限も決まっていますところではありますが、改めて、前回までの議論も含めて検討をしたいと思っております。

前回の総合教育会議までで挙げられた検討事項について確認していくことと、それ以外に何かご意見があればお伺いしたいと思います。

まず冒頭に趣旨説明をさせていただきますと、コミュニティ・スクールにしたかどうかというのは、前教育長の頃から意見交換をしております。元々稲城市は、地域教育懇談会というものがあつて、小中学校と地域との繋がりが40年も前から制度としてできておりました。全く先進的な市でありまして、今は、後追いで法制度の中でコミュニティ・スクールができてきているわけでありまして、いじめの問題であるとか、あるいは小中学校は、「学校」という特殊な環境の中で閉鎖的で、色々な課題についてなかなか外に情報が漏れないということで、非常にマイナスのイメージがついてしまいました。決して粗探しをしたり、教職員を懲罰的に何かしようとする意図はないけれども、地域に開かれた学校にしていったらどうかということで、コミュニティ・スクールは積極的に取り上げられてきておりました。当初は、コミュニティ・スクールは少しイデオロギー的にバイアスがかかっている向きもあり、積極的に取り組んで良いのかどうかという反対意見や躊躇する意見もあつたとは思いますが、今は法定されて、それを作るのが当たり前になってきたので、そういう考えはもう払拭されたわけでありまして。元々、前教育長と話をしていたのは、稲城市はもうコミュニティ・スクールと言え言えるわけであつて、むしろ先取り

してやってきたことになり、現時点での仕組みをそのまま使ってコミュニティ・スクールにすることも不可能ではないので、今の地域教育懇談会と学校との関係をそのまま継続をして、これは、「こういう形のコミュニティ・スクールです」と言えば、そう言えなくもないということがありました。後々法定されて学校運営協議会というものが出来てしまったので、そこにはやや当てはまりにくい部分もあるので、そのまま移行はできなかったという経緯があります。

そこで、コミュニティ・スクールをやったらどうか、やるにあたって地域教育懇談会との関係をどうするかというのは逆に先駆的に走っていたので、その環境をどうするかというのが議論の的だったかと思います。当初私は、地域教育懇談会があるのであれば、その枠組みをなるべく崩さないで、そのままコミュニティ・スクールに移行するのはどうかと思ったのですが、やはり一番問題なのが、地域教育懇談会自体が中学校ブロックごとに出来ていることです。小中学校混在で、一つのエリアの懇談会という形は、小・中学校が縦割りにならず、そのエリアとして地域に関わるということから、むしろコミュニティ・スクールの理念とすると、その方がふさわしいかということもありますが、個別の課題を解決するに当たっては、やはり学校単位の問題が地域教育懇談会だと広くなりすぎてしまうということと、また、メンバー的には地域教育懇談会では不足する部分もあるということがあり、一つのアイデアとして、地域教育懇談会を解散し、発展的に統合して、一つの学校単位で学校運営協議会にしていくという話もあったり、そうは言っても地域教育懇談会という伝統のあるものを解体しなくてはいけないということも、もったいないなということで、最終的に現時点では、学校運営協議会を別のものとしようと。ただ、関係がそこで切れてしまえばいけないので、地域教育懇談会と学校運営協議会は、いわば一体的なもので、そこから委員を出してもらい、深く連携を取りながらも、地域教育懇談会については従来通りの枠組み、活動をそのまま続けていただくというようなことで今どうかということがあって、資料1ページの①の関係整理、2、3ページの内容図ができたわけでありました。

また、3ページについて一点だけ気になるところがあるので、質問させていただきます。2ページにあるとおり、地域教育懇談会はそのまま中学校ブロックで残し、一方で、3ページにあるように学校運営協議会は各小中学校に作り、委員として地域教育懇談会の方に入ってください、密接に関係を作ろうというのは分かりました。ですので、2ページと3ページは一つの組織図・概念図にはならないので別々の

図になりましたけれども、その中で3ページの「地域学校協働活動」というところに「地域学校協働本部」という組織が記載されていますが、これはどのようなものなのですか。

指導課長 中学校ブロックごとに設置している学校支援コンシェルジュは、地域学校協働活動推進員として各学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら、教育支援活動を行っています。この学校支援コンシェルジュを含む、スクールガード・リーダー、放課後子ども教室等の事業が「地域学校協働本部事業」です。稲城市においては、この三つの事業プラス地域の住民や保護者が行っている活動を総称して地域学校協働活動と呼んでおります。

市長 そうすると、この図は都の教育委員会、市の教育委員会、学校、学校運営協議会という組織、構成メンバー、役割についての概念図ですね。それと並行して、地域学校協働本部というものがあると誤解してしまいますが、今の説明によると、いわゆる各中学校ブロックの事業なので、この学校運営協議会とイコールではなく、活動や事業を指すということです。本部事業と記載がありますが、「本部」というものがあるのですか。

指導課長 この「地域学校協働本部事業」という名称につきましては、今回の法整備の中で取り上げられている言葉をそのまま使っており、文部科学省の補助事業名称です。

市長 どこかに本部があるわけではないのですね。

指導課長 本部自体があるわけではございません。

市長 誤解されてしまうので、「地域学校協働活動」の下に括弧で「地域学校協働本部事業」と記載している部分は取った方が良いのではないのでしょうか。

指導課長 「地域学校協働活動」という文言につきましては、社会教育法にて定められているものですので、そのまま残しますが、「地域学校協働本部」につきましては、平成27年の中央教育審議会の答申にて提言されているものでございます。法として整備しなければならないということでは、「地域学校協働活動」という表現でよろしいのではないかと考えております。

市長 括弧で書いてあるということは、同じことを言っているということで、それは何か本部という組織があると誤解してしまうから、削除した方が良いのではないのでしょうか。委員の皆さんどうでしょう。

委員 <異議なし>

市長 では、これは削除ということにします。

その上で、地域教育懇談会と学校運営協議会の概念図との関係はど

うでしょう。

今泉委員 3ページの図に関連してなのですが、右下の学校運営協議会の委員のところに、「地域学校協働活動推進員（学校支援コンシェルジュ）」という記載がございます。今、話に上がっていた地域学校協働活動のところには、学校支援コンシェルジュの他にスクールガード・リーダー、放課後子ども教室、地域住民、保護者とございます。学校運営協議会の委員の中には、「保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員（学校支援コンシェルジュ）、…」という言い方になっており、この地域学校協働活動推進員は学校支援コンシェルジュに限定はされていないとこの図では見えるのですが、委員としては学校支援コンシェルジュの方に入ってもらおうという認識でよろしいでしょうか。

指導課長 全ての学校の学校運営協議会の委員として、学校支援コンシェルジュに入っていたことは想定しておりませんが、ただ、学校支援コンシェルジュが学校運営協議会の委員として入っていたことは想定しております。

市長 学校運営協議会の委員としては学校支援コンシェルジュだけで良いのですか。

指導課長 委員になるということだと、スクールガード・リーダーの方も委員になることはありますし、放課後子ども教室の担当者が委員となる場合もありますので、学校支援コンシェルジュだけということではございません。

市長 それは学校運営協議会の委員のどこに該当するのですか。

指導課長 下から二つ目の「対象学校の運営に資する活動を行う者」ということで考えております。

今泉委員 それでは、上から三つ目の学校支援コンシェルジュのところの括弧書きを抜いてしまった方が分かりやすいかと思えます。

市長 おっしゃる通りだと思います。

しかも、今の説明ですと学校支援コンシェルジュが委員となるのはマストではないということです。ここに書いてあるということは、委員として入れるということです。入らないかもしれないというのは説明がおかしいと思います。

指導課長 今のお話の委員のところでございますが、上から「保護者…」と順番に入っておりますが、これら全ての方が委員として入らなければならないということではないということは、国にも確認済みですので、ある学校においては、地域学校協働活動推進員、本市としては学校支援コンシェルジュの方にやっていただいておりますが、その方が委員となることもあるという表現で書かせていただきました。

市長 そうすると、上から三つ目の「地域学校協働活動推進員（学校支援コンシェルジュ）」の括弧を取って、学校支援コンシェルジュ、スクールガード・リーダー、放課後子ども教室事業の誰でもここに該当するという方が分かるのではないかと思います。

指導課長 はい。

市長 それでよろしいですか。

今泉委員 結構です。この図をまた今後の説明等で利用し、他の方がご覧になられた時に、おそらく単純に学校支援コンシェルジュの方が委員になっていただくのはマストになると思われるかと思いましたが、そのあたりの表現の確認でしたので、分かりやすくなれば十分だと思います。

市長 図の構成としては、もう少し工夫する部分があると思いますが、地域学校協働活動の枠が両矢印で学校運営協議会と「連携・協働」となっています。委員会について、組織、グループとしては全体が連携・協働ということで良いと思いますが、委員の中に入るのは、上から三つ目のところに該当するということですね。

指導課長 はい。上から三つ目もそうですし、先ほどお話をさせていただきましたが、下から二つ目の対象学校の運営に資する活動を行う者にも含まれることとなります。

市長 下から二つ目というのは、「対象学校の校長、教職員」ですよね。最後の2行は一つですよね。

指導課長 いえ、これは分かれています。

市長 「として、」で分かれていますか。

指導課長 「対象学校の運営に資する活動を行う者」と「地域教育懇談会の構成員等」は別として記載しているのですが、文としては一文になっております。

市長 委員として全員が在籍しなければいけないというものでもないけれども、選ぶ対象者を上から確認していきましょう。

まず一つ目は「保護者」、二つ目が「地域住民」、三つ目が「地域学校協働活動推進員」。地域学校協働活動推進員（学校支援コンシェルジュ）となっていますが、地域学校協働活動の枠の中の誰でも良いということですよ。

指導課長 国が定めている地域学校協働活動推進員というものがあるのですが、それを置かなければならないとなっておりますので、それを学校支援コンシェルジュの方にやっていただいておりますので、イコールといえばイコールになります。

市長 では、これは学校支援コンシェルジュのみとして、記載しておいた

方が分かりやすいということですね。では、先ほど「(学校支援コンシェルジュ)」を削除しましたが、元に戻します。ただ、スクールガード・リーダーや放課後子ども教室の方もこの委員に入って良いわけですね。それが読み取れないということだったわけですが、それは下の方ですね。

四つ目は、「対象学校の校長、教職員」、問題なのは五つ目が「対象学校の運営に資する活動を行う者として、地域教育懇談会の構成員等」ということですね。

指導課長 その通りでございます。

市長 この表現がどうかという問題もありますが、「対象学校の運営に資する活動を行う者として、地域教育懇談会の構成員等」の中に地域教育懇談会の構成員だけでなく、地域学校協働活動の枠の中の学校支援コンシェルジュ以外の人も入ると言いたいのですよね。

指導課長 はい。その通りでございます。

市長 では、やはり独立して記載した方が良いのではないのでしょうか。「地域学校協働活動を行う学校支援コンシェルジュ以外の人」というものを一つ入れれば良いのではないのでしょうか。そうすると、誰が委員に入るか分かりやすいですね。この図は、後々使うと思いますので、もう少し分かりやすくしておいてください。

杉本委員 1 ページ目の②の1行目、「必要な熟議」という文言があります。

「熟議」という文言は、一般的な熟議というふうに解釈して良いのか、それとも、いわゆるこの事業用語、業界用語というのでしょうか、そういう点を確認したいです。もしそれが何らかの定義づけをした上で、私達が今後扱っていく用語であるならば、その定義についても、ここではっきりとしていただきたいと思います。

市長 確かにそうですね。これは何か意見ありますか。

指導課長 文部科学省が作成している、「コミュニティ・スクールの作り方」という資料の中に、この熟議という言葉についての説明がございます。

「熟議」とは、よりよい集団(学校)生活や、人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものと表現されておりますので、熟慮と、議論を重ねるという視点での「熟議」として捉えていただければと考えております。

杉本委員 内容としては、一般的に使う熟議とも同じかとも思いますけれど、そうしますと、事務局としてはこの熟議という文言を、学校運営協議会において、ただの会議ではなく熟議ということをどのように作って

いこうとしているのでしょうか。例えば、内容、対象者をこの話し合いに関わるメンバーはどのように考えていますでしょうか。

指導課長 内容につきましては、それぞれ学校の教育方針等やその時に起きている地域での課題、目指す子ども像、そういったものについて、学校と学校運営協議会委員になられた皆様で話し合っていていただくことを想定しております。メンバーは、学校運営協議会委員と学校の管理職等を想定しております。

杉本委員 そうしますと、学校運営協議会での会議をここでは会議という名称ではなく、「熟議」という言葉で置き換えると受け取ってよろしいですか。

指導課長 その認識でお願いいたします。

市長 今の議論を聞いていて少し心配だったのが、「熟議」というあまり一般的でない用語を使って、その定義があるかということと杉本委員が問題提起されたわけですが、文部科学省のマニュアルに言葉の定義がされていて、それを目指すということですね。単なる議論だとか事務連絡ではなくて、「熟議」に高いレベルのものを要望するということは分かりました。しかし、委員報酬として日額1,100円を予定しているわけですが、そこまで求めるのかという感じがするというのと、地域教育懇談会なり、よりフランクな、多角的に色々な人が入って、そこからそのネタを生み出そうとかいうような、ある程度オフィシャルではない部分でも良いのではないかという考えもある中では、あまりきっちり決めすぎるのもどうなのか、そんなに構えないで議論をしましょう、必要な議論をしましょう、くらいでも良いのではないかと思ったりはしたのですが、その決意はどうですか。

指導課長 言葉といたしましては、「熟議」という表現を使っておりますが、中身としましては、やはり各学校を中心とする教育をより良くするということが大前提にある目的ですので、そのための議論にさせていただきたいというふうに考えております。

杉本委員 この言葉について伺いましたのは、私も「熟議」という文言について、ある程度は把握しているところはあったのですが、稲城市教育委員会として、この「熟議」を今後、学校運営協議会の中でどのように考えていくのかということを確認したくて伺いました。市長からも、もう少しフランクにというお言葉もありましたけれど、全国的に熟議という言葉を使っておりますが、例えば私も沖縄の方の学校で、今度学校運営協議会の熟議をするから、よかったら見に来ない、なんていうふうに声をかけていただくような感じで、広くもう少し柔軟に、場合によっては市民の方も一緒に入り、発言まではしなくても一緒に話

を聞いていて良いですよという、そんなようなこともできるので、「熟議」という言葉なのかなと今思っております。そんなことも一つ参考にしていただきまして、まだスタート段階ですので、「熟議」というものを深めることはなかなか難しいと思いますが、今後、回を重ねる中でそのようなことも考えていただければと思っております。

市長 単なる一単語をどう使うかということではなく、やはりこの学校運営協議会、コミュニティ・スクールのコンセプトそのものに関わることで、大変大切な視点ではないかと思っておりますので、あえてその言葉を使うということであれば、その辺りの決意をもって事務局の方も取り組んでいただきたいと思います。

三戸委員 資料の整合性の問題かもしれませんが、先ほども議題になりました3ページ右下の委員というところに、保護者から五点あり、4ページですと、人型の形に記載されている順番が3ページと違っていたり、「隣接校校長等」という記載が初めてここに出てまいります。3ページでの「対象学校の校長、教職員」に含まれるのかもしれないのですが、この齟齬について、意図があってこのような整理をされているのかお伺いしたいです。また、訂正が必要であればしていただければと思います。

指導課長 4ページに人型として載せましたのは、より具体的なイメージを持っていただく意味で、地域教育懇談会構成員ですとか、隣接校校長等という表現を入れさせていただきました。特に「隣接校校長等」の中には、幼稚園・保育園の園長先生、高等学校の校長、そういった方々も含まれるという意味で、よりイメージを持っていただけるかと思ひまして載せております。表現の順番については、3ページと揃えるべきだと思いますので、修正したいと考えております。特段の意図はございません。

三戸委員 説明をお伺いし、そういった方を想定しているというところは分かりました。真ん中を保護者として、中心と考えられたのかもしれませんが、上の表と下の表を見比べた時に、その辺りの整合性がないところが初見ですと気になると思います。例えば、地域住民以外の方で言いますと、先ほどの上の図ではどこに入ってくるのかというのも少し分かりにくいと拝見しましたので、改めて整理をしていただければ良いと思ひました。

市長 この学校運営協議会は、これまで制度設計過程にあつて、完全に確定していないわけですが、要綱案のようなものを作っているのですか。

指導課長 案として今準備をしております。

市長 三戸委員がおっしゃるように、基本的にそういう大元になる規程、要綱や教育委員会規則の規定の表現と、こういった図表は全部統一して同じ表現をした方が分かりやすいと思うので、整理の上、統一をしてください。

指導課長 承知いたしました。

市長 それでは、まとめさせていただきます。いわゆる稲城市のコミュニティ・スクール化を進めていき、地域教育懇談会については原型のまま残しながら、学校運営協議会に関わってもらおうというような、稲城市方式での全体像が2、3ページの図となり、それを基に作っていくということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 <異議なし>

市長 また、大体のスケジュールは7ページにあるように、来年4月1日に市内全校がコミュニティ・スクールということで標榜させていただくと。単なる形式的なことではなく、熟議をするような合議体、それを目指していこうということでございますが、そのようなことよろしいでしょうか。

委員 <異議なし>

市長 はい、ありがとうございます。

それでは以上で質疑を終わらせていただきまして、「議題（1）学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について」については、これで終了とさせていただきたいと思います。

（これより非公開）生涯学習課長、生涯学習課社会教育・公民館係長退席

非公開会議録は別紙。

（これにて非公開は終了）

市長 はい。ありがとうございました。

それでは意見も出尽くしたようですのでこれで「議題（2）いじめ問題について」を終了します。

「議題（3）その他」として何か事務局からありますか。

事務局 <なし>

市長 委員の皆様から何かありますか。

委員 <なし>

市長 それでは、以上で本日の会議は終了させていただきたいと思います。闊達なご意見ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上